

埼玉県庁

任期付職員
(一般事務)

育児休業等代替職員



登録試験は作文試験です。

下記のいずれか一つの試験に合格すれば登録となります。

| 登録試験 | 受付期間 | 試験日 |
|------|--------------------|----------|
| 第1回 | 3月24日(月)~4月21日(月) | 5月10日(土) |
| 第2回 | 6月16日(月)~7月22日(火) | 8月2日(土) |
| 第3回 | 9月16日(火)~10月20日(月) | 11月8日(土) |
| 第4回 | 12月8日(月)~1月13日(火) | 1月31日(土) |



初任給(フルタイム・一般事務職の場合)

約20万円~約28万円

期末・勤勉手当等の諸手当あり

※ 初任給はR7.3.1現在の額です

※ 諸手当は支給要件に該当する場合に支給します



募集概要(一般事務職など)

受験資格 18歳以上の方(令和7年4月1日現在)

申込方法 登録案内または県ホームページより

※ 技術系職種については随時作文試験を実施しています!

※ 免許資格をお持ちの方はいつでも登録できます!

(詳細は裏面)

お問合せ

埼玉県 総務部 人事課

☎ 048-830-2418

✉ a2425-03@pref.saitama.lg.jp

埼玉県 育児代替

検索



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

育児休業等代替職員(事務)の登録者を募集します！！

埼玉県では、育児休業等を取得する職員及び育児短時間勤務を行う職員の代替職員として勤務していただく、任期付職員の登録試験を実施します。

1 試験会場・登録期間

試験会場： 第1回～第3回

自治人材開発センター（さいたま市北区土呂町2-24-1）

第4回

埼玉教育会館(さいたま市浦和区高砂3-12-24)

登録期間： 第1回 令和7年 7月1日(火)から3年間

第2回 令和7年10月1日(水)から3年間

第3回 令和8年 1月1日(木)から3年間

第4回 令和8年 4月1日(水)から3年間

2 登録区分

【登録区分A】育児休業等代替職員

任 期 おおむね6月以上3年未満

勤務時間 週38時間45分

【登録区分B】任期付短時間勤務職員

任 期 最長1年。ただし職員の育児短時間勤務の状況により更新する場合あり

勤務時間 週14時間10分～週19時間20分

※登録試験は登録区分A・Bどちらも作文試験です。

※登録試験に合格された方は、希望により【登録区分A】か【登録区分B】または両方に登録できます。

3 申込方法

登録案内をご覧ください。登録案内は、各地域振興センターや県内ハローワーク等で配布しています。また、県ホームページにも掲載しています。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0201/ikukyuudaitai/>

4 その他

- ✓ 登録試験に合格した方は、育児休業等代替職員採用候補者名簿に登録されます。職員が育児休業を取得した場合又は育児短時間勤務を行う場合に、登録者の中から、さらに面接試験等を実施し、合格者を採用します。
- ✓ 技術系職種(福祉、心理、設備、総合土木、建築、化学、農業、林業)については、随時作文試験を実施しています。詳細はホームページをご覧ください。
- ✓ 薬剤師、獣医師、社会福祉士、臨床心理士、建築士、土木施工管理技士、普及指導員、保健師等の免許資格を有する方については、随時登録を受け付けています。